

山形県山岳連盟規約

第1章 総 則

(名称)

第1条 本連盟は、山形県山岳連盟（以下「本連盟」という。）という。

(事務所)

第2条 本連盟の事務所は事務局担当地区に置く。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第3条 本連盟は、加盟会員の交流と連携を深め、安全登山に関する技術の研鑽、自然保護精神の昂揚、登山ならびに山岳に関する知見の醸成を図り、文化と体育の振興に寄与し、登山愛好者の利益を追求することを目的とする。

(事 業)

第4条 本連盟は、目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 安全登山の普及啓発、及び技術の研究指導。
- (2) 登山活動における自然保護の啓蒙と普及。
- (3) 登山競技及びスポーツクライミングの普及と振興。
- (4) 山岳遭難の予防と対策の推進。
- (5) 山岳指導者の育成。
- (6) 登山に関する刊行物及び映像等の制作。
- (7) 地誌を始めとする山岳に関する調査研究。
- (8) その他目的を達成するために必要な事業。

第3章 会 員

(会 員)

第5条 本連盟の会員は次のとおりとする。

- (1) 山形県内に事務所を置く登山及びスポーツクライミング団体などで本連盟の規約に賛同する団体（以下「団体会員」という。）。
- (2) 個人会員（本連盟の加盟団体に所属しない者）で本連盟の規約に賛同する者（以下「個人会員」という。）。
- (3) 本連盟の規約に賛同する法人、団体又は個人（以下「賛助会員」という。）。

2 本連盟に入会する手続きは次のとおりとする。

- (1) 団体会員になろうとする者は、加盟申込書を提出し常任理事会の承認を受けなければならない。
- (2) 個人会員になろうとする者は、加盟申込書を提出し会長の承認を受けなければならない。
- (3) 賛助会員になろうとする者は、加盟申込書を提出し常任理事会の承認を受けなければならない。

ない。

3 本連盟の入会金は次のとおりとする。

- (1) 団体会員 10,000円
- (2) 個人会員 1,000円

4 本連盟の年会費は次のとおりとする。

- (1) 団体会員
 - ① 会員数が51名以上 37,000円
 - ② 会員数が41名以上50名まで 35,000円
 - ③ 会員数が31名以上40名まで 30,000円
 - ④ 会員数が21名以上30名まで 25,000円
 - ⑤ 会員数が11名以上20名まで 20,000円
 - ⑥ 会員数が10名まで 15,000円
 - ⑦ 高体連登山部1校 10,000円
- (2) 個人会員 2,000円
- (3) 賛助会員 5,000円

5 既納の入会金及び会費はいかなる理由があっても返還しない。

6 年会費は原則毎年5月までに納入するものとする。

7 会員は次により資格を喪失する。

- (1) 退会したとき。
- (2) 会費を2年以上滞納したとき。
- (3) 除名されたとき。

8 会員が退会しようとするときは、理由を付して退会届を会長に提出し常任理事会の承認を受けなければならない。

9 会員が次の各号に該当するときは、常任理事会の議決を得て除名することができる。

- (1) 本連盟の名誉を傷つけ又は目的に違反する行為があったとき。
- (2) 本連盟会員としての義務に違反したとき。

第4章 役員

(役員)

第6条 本連盟に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 若干名 (1名は高体連登山部長を以って充てる。)
- (3) 理事長 1名
- (4) 副理事長 若干名
- (5) 常任理事 若干名
- (6) 事務局長 1名
- (7) 監事 2名

2 本連盟の役員の選出は次による。

(選考委員会)

第7条 常任理事を選出するため「選考委員会」を設ける。

2 選考委員会は、会長が指名する者で構成する。

(常任理事)

第8条 常任理事は、本連盟会員の中から「選考委員会」で選出し、会長が委嘱する。また、会長が必要と認めた場合は常任理事に委嘱することができる。

2 第6条(1)から(7)までの役員選出は常任理事会で選出し、総会で承認を受ける。尚、立候補者がいる場合はこれを優先し常任理事会に諮る。

3 役員の任務は次による

(1) 会長は、本連盟を代表し会務を総轄する。

(2) 副会長は、会長を補佐し、その職務を代行する。

(3) 理事長は、業務を総括し、その職務を代理する。

(4) 副理事長は、理事長を補佐し、その職務を代理する。

(5) 常任理事は、第4条に定める事業のほか、総会において議決された業務の企画運営を執行する。

(6) 常任理事は、専門部「登山部・競技部・普及部」のいずれかに所属し、各部の部長及び副部長に就く。

(7) 事務局長は、本連盟の事務局を統括する。

(8) 監事は、本連盟の事業、経理を監査する。

4 本連盟の役員の任期は2年とし再任をさまたげない。

5 補欠又は増員により選任された役員の任期は前任者の残任期間とする。

6 役員は、辞任又は任期満了後でも後任者が就任するまで、なおその職務を行う。

7 役員が次の各号の一つに該当するときは、常任理事会の議決をもって会長がこれを解任することができる。

(1) 職務上の義務違反その他役員にふさわしくない行為があると認められるとき。

(2) 健康上の理由、その他常任理事会で特に必要と認められたとき。

第5章 組 織

(専門部)

第9条 本連盟に事業執行に携わる専門部を置く。

2 専門部は、『登山部』・『競技部』・『普及部』とする。

3 登山部は、指導員会・自然保護・海外登山・遭難対策・山岳文化を所管する。

4 競技部は、スポーツライミング大会の主宰・競技選手の育成・競技役員の育成を所管する。

5 普及部は、高校山岳部・ジュニア育成を所管する。

6 各部に部長、副部長を置き常任理事が分担する。

7 各部に事業執行に携わる専門部員を置くことができる。

8 専門部員は部長が委嘱する。

(事務局)

第10条 本連盟に事務局を置く。

- 2 事務局は、一般事務、広報、関係機関団体との調整等を所管する。
- 3 事務局員は会長が委嘱する。

(顧問)

- 第 11 条 本連盟に顧問を置くことができる。
- 2 顧問は、常任理事会の議決を経て会長が委嘱する。
 - 3 顧問は、会長の諮問に応じ意見を述べることができる。

第 6 章 議 決 機 関

(常任理事会)

- 第 12 条 総会に次ぐ議決機関として常任理事会を置く。常任理事会は会長が必要と認めた場合に招集する。
- 2 常任理事会は規約第 6 条(1)から(6)までの役員で構成する。
 - 3 常任理事の現在数の 3 分の 1 以上から会議に付議すべき事項を示し、常任理事会の招集を請求されたときは、会長はその請求があったときから 14 日以内に常任理事会を招集しなければならない。
 - 4 常任理事会を招集するには、各常任理事に対し会議に付議すべき事項、日時、及び場所を示して通知しなければならない。
 - 5 常任理事会の議長は会長とする。
 - 6 常任理事会は、第 12 条 2 号の構成員の 3 分の 2 以上の者が出席しなければその議事を議決することが出来ない。但し、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、また他の構成員を代理人として表決を委任した者は出席者とみなす。(委任状処理)
 - 7 常任理事会の議決は、この規約の別段の定めのある場合を除くほか、出席常任理事の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
 - 8 常任理事会は、緊急若しくは参集が難しいと会長が判断した場合、書面やオンライン等により決議をすることができる。
 - 9 常任理事会には議事録を作成し議長及び出席者の代表が署名のうえこれを保存する。

(総 会)

第 13 条 総会は、本連盟の最高意思決定機関とし評議員をもって構成する。

- 2 評議員の数及び要件は次による。
 - (1) 規約第 5 条第 1 項の会員数が 20 名未満のとき 1 名
 - (2) 規約第 5 条第 1 項の会員数が 20 名以上 50 名未満のとき 2 名
 - (3) 規約第 5 条第 1 項の会員数が 50 名以上のとき 3 名
 - (4) 山形県高等学校体育連盟登山部 地区 1 名
 - (5) 個人会員については「評議員認定者」とする 若干名
 - (6) 個人会員で評議員を希望する者は、会長に「評議員希望届」を提出する。
 - (7) 個人会員から評議員希望届が提出されたときは、常任理事会で審査し会長の承認を受ける。

- (8) 個人会員で評議員を辞退する場合は、「評議員辞退届」を提出し会長が承認する。
- 3 通常総会は、毎年3月に会長が召集する。
- 4 臨時総会は、常任理事会が必要と認めるとき会長が召集する。
- 5 前項のほか評議員数の3分の1以上から会議に付議すべき事項を示して総会の招集を請求されたときは、会長はその請求があった日から20日以内に臨時総会を招集しなければならない。総会の招集は、その会議の付議すべき事項、日時、および場所を示して通知しなければならない。
- 6 総会の議長は、会議の都度出席評議員の互選で定める。
- 7 総会は、この規約の定めるほか次の事項を議決する。
- (1) 本規約の改廃に関する事項。
 - (2) 事業計画及び収支予算に関する事項。
 - (3) 事業報告及び収支決算に関する事項。
 - (4) その他常任理事会で必要と認めたもの。
- 8 総会は、評議員の現在数2分の1以上の者が出席しなければその議事を議決することが出来ない。但し、当該事項につき書面を以てあらかじめ意思を表した者、評議員が所属する団体から選出された役員及び所属団体の他の会員を代理人として表決を委任した者は出席者とみなす。
- 9 総会の議事は、この規約の別段の定めがある場合を除くほか、出席評議員の過半数を以て決し、可否同数の場合は議長の決するところによる。
- 10 総会の議事の要領及び議決した事項は、文書、ホームページ等をもって公開する。
- 11 総会には議事録を作成し議長及び出席者の代表が署名のうえこれを保存する。

第7章 会 計

(経費)

- 第14条 本連盟の経費及び会計年度は次のとおりとする。
- (1) 経費は入会金、会費、寄付金、及びその他の収入をもってあてる。
 - (2) 会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

第8章 雑 則

(書類及び帳簿の設置)

- 第15条 本連盟の事務所に次の書類及び帳簿を備えなければならない。
- (1) 規 約
 - (2) 会員名簿
 - (3) 役員名簿
 - (4) 議事録
 - (5) 収入支出に関する帳簿及び証憑書類
 - (6) 会務日誌
 - (7) その他必要な書類及び帳簿
- 2 前項1号から4号までの書類は永年、同5号の書類は10年以上、同6号、7号の書類及び帳簿は1年以上保存しなければならない。

附 則

1. この規約は昭和57年 3月14日より施行する。
2. 昭和36年11月 5日施行の規約は廃止する。
3. この規約は、昭和57年 6月13日より施行する。
4. この規約は、平成 元年 4月16日より施行する。
5. この規約は、平成 3年 4月14日より施行する。
6. この規約は、平成 5年 4月 1日より施行する。
7. この規約は、平成 7年 4月 1日より施行する。
8. この規約は、平成 9年 5月18日より施行する。
9. この規約は、平成10年 4月19日より施行する。
10. この規約は、平成15年 4月20日より施行する。
11. この規約は、平成18年 4月16日より施行する。
12. この規約は、平成21年 4月 1日より施行する。
13. この規約は、平成22年 4月 1日より施行する。
14. この規約は、平成27年 4月 1日より施行する。
15. この規約は、平成28年 3月19日より施行する。
16. この規約は、平成31年 3月16日より施行する。
17. この規約は、令和 3年 3月20日より施行する。